

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第2号	令和4年5月27日	伊予市役所	市民福祉部 教育委員会 子育て支援課 学校教育課
題 目（テーマ）： 保育所、小学校、中学校における子供達のマスク着用について			
提 案 理 由（要旨）			
現在、新型コロナウイルス感染症対策の一つとしてマスク着用を推奨している現状があります。保育所や学校でも同様にマスク着用にしています。 マスク着用について厚生労働省及び文部科学省に確認したところ義務ではございませんとのことでした。 そこで提案ですが、マスク着用を自由化にしてはどうでしょうか。保護者への文書ではマスク着用へのお願いのような文書が見られます。感染症を怖がっている保護者もおられます。逆にマスク着用により子供達の発達段階で弊害がでることへの心配をされている保護者がおられるのも事実です。双方の考えがありますので中立性をとり保護者の裁量にてマスク着用の判断をすることについて御検討、御回答をお願いします。			
回 答 内 容			
この度は、マスク着用に関するご意見をいただき、ありがとうございました。 学校におけるマスクの着用については、新型コロナウイルス感染状況によって、国のガイドラインが少しずつ改訂されてきた経緯から、その都度、学校へ周知を行い、共通理解のもとに対策の実践に努めています。 学校では、文部科学省の5月24日付「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」の周知に伴い、熱中症対策との両立を強く意識した指導へと移行しています。具体的には、活動の環境や内容等によるマスクの着脱を指導して参りましたが、体育の授業や運動部活動・登下校等のマスク着用が不要とされる場面で、積極的にマスクを外す指導に切り換えています。 なお、就学前の幼児については、政府の「マスクの着用は一律に求めない」との見解を受け、熱中症のリスクが高まる季節を前に、保育における様々な場面でマスクの着用を強制することのないよう改めて通知するとともに、保育士など周りの大人が、これまで以上に幼児の様子を注意深く観察し、必要に応じた適切な対応に努めるよう徹底しました。 市としましては、国や県の方針に基づいて対応し、状況によってはマスクを外すこと・選択の機会を設定すること・個人的な事情がある幼児・児童生徒に配慮したうえで着用を求めること等、適宜対応を切り替えて指導しています。 また、ご意見のあった東京都多摩市の教育委員会へ問い合わせたところ、文部科学省からのガイドラインに基づき、活動の環境や内容によって外すことを勧めていたが、全てにおいてマスク着用を自由化している訳ではなく、マスクを着用するか外すか選択の余地があると周知したつもりが、その一部分が切り取られた報道により「学校のマスク自由化」として情報が広まってしまったというのが実情でした。その他の市についても、本市と同様、文部科学省の通知を基に学校、保護者へ周知を行っており、特定の学校のみがマスクの自由化をしていることはないかと伺っております。 今後とも幼児、児童生徒の命を守るために、市、教育委員会が連携し、熱中症や発達への影響に配慮した適切な感染予防対策を実践して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。			